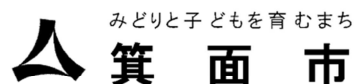


参考資料

1. 第三次箕面市子どもプランの策定経過

日程	検討内容	会議
平成25年度(2013年度)		
7月	子ども・子育て支援新制度部会の設置	第1回箕面市子ども育成推進協議会
11月	アンケート調査票	第1～2回子ども・子育て支援新制度部会
12月	アンケート調査の実施	
3月	アンケート調査の報告	第3回子ども・子育て支援新制度部会 第2回箕面市子ども育成推進協議会
平成26年度(2014年度)		
6～8月	・量の見込み ・計画の骨子	第1～2回子ども・子育て支援新制度部会 第1回次世代育成支援対策部会
9～1月	・確保方策 ・計画素案	第3～4回子ども・子育て支援新制度部会 第2回次世代育成支援対策部会
2月	計画案	第5回子ども・子育て支援新制度部会 第3回次世代育成支援対策部会
3月	答申	第2回箕面市子ども育成推進協議会
平成27年度(2015年度)		
6月	パブリックコメントの実施	
	計画案の確認	第1回箕面市子ども・子育て会議

2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問



箕子新第 7 号
平成25年(2013年)10月30日

箕面市子ども育成推進協議会会長 様

箕面市教育委員会
委員長 山元 行博

子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなりました。

この制度は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図ろうとするものであります。

また、本市においては、子どもを安心して育てるための支援を強化し、子どもたちが元気に健やかに育つまちづくりを進めており、今後においても、国の動向を見極め市の現状を踏まえつつ、新しい時代に即した子ども・子育ての支援施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、箕面市子ども育成推進協議会条例（平成17年9月30日箕面市条例第33号）第2条第2項の規定に基づき、下記のことについて貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 子ども・子育て支援事業計画に関すること

3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申

平成27年(2015年)3月24日

箕面市教育委員会
委員長 山元行博様

箕面市子ども育成推進協議会
会長 山野則子

子ども・子育て支援事業計画について(答申)

平成25年(2013年)10月30日付け箕子新第7号をもって、箕面市教育委員会委員長から諮問のありました「子ども・子育て支援事業計画について」に関し、本協議会において慎重に調査・審議いたしました結果、「第三次箕面市子どもプラン(案)」としてとりまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

今後、計画の理念である「箕面市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくり」の実現に向け、着実な計画の推進が行われるよう要望いたします。

4. 箕面市子ども育成推進協議会条例

平成十七年九月三十日
条例第三十三号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項各号に掲げる事項
 - 二 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項
 - 三 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会に、専門的な事項を調査審議し、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - 一 市民
 - 二 学識経験者
 - 三 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第三項第三号に該当する者として任命された委員等がその職を失った場合は、委員等の職を失う。
- 4 臨時委員は、その任命に係る当該専門的な事項に関する調査審議又は処理に参加し、当該調査審議又は処理が終了するまでの間在任する。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「関係委員等」という。)の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した関係委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第七条 協議会に、専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員等のうちから会長が指名する者をもって構成する。

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員等の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月十四日から施行する。
(箕面市青少年問題協議会設置条例の廃止)
- 2 箕面市青少年問題協議会設置条例(昭和三十五年箕面市条例第二十九号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 この条例の施行後最初に任命される協議会の委員及び部会員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二五年条例第四七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第七条の規定により市長から任命を受けている部会員は、その任期が満了するまでの間は、改正前の第七条第二項第一号に掲げる者にあつては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された委員と、改正前の第七条第二項第二号に掲げる者にあつては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された臨時委員とみなす。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5. 委員名簿

(1) 箕面市子ども育成推進協議会

氏名	資格	所属等	備考
山野 則子	2号委員 (学識経験者)	大阪府立大学人間社会学部教授	会長
小枝 正幸		箕面市商工会議所代表	会長職務代理
廣瀬 順亮		箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	青少年健全育成部会長
中川 千恵美		大阪人間科学大学人間科学部教授	次世代育成支援対策部 会長 子ども・子育て支援新 制度部会長
小野 セレスタ 摩耶		滋慶医療科学大学院大学専任講師	オブザーバー
大石橋 亜紀	1号委員 (選定市民)		
太田 裕美			
常本 慎治			
森下 喜久子	2号委員 (学識経験者)	箕面市更生保護女性会会長	
苗代 昌彦		箕面市こども会育成協議会会長	
住山 久夫		箕面市青少年補導員連絡会会長	
井上 芳明		箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
森崎 直幸		連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
井上 義人		箕面市民生委員児童委員協議会会長	
平野 クニ子		箕面市社会福祉協議会会長	平成25年度
平井 博文		箕面市社会福祉協議会会長	平成26年度
宗形 靖義		民間保育所代表	
山下 正和		箕面市私立幼稚園連盟代表	
久代 美穂子		箕面市PTA連絡協議会代表	平成25年度
森田 知子		箕面市PTA連絡協議会代表	平成26年度
佐薙 拓司		3号委員 (関係行政機関 の職員)	箕面警察署長
武元 正人	箕面警察署長		平成26年度
山口 裕司	大阪府池田子ども家庭センター所長		
若狭 周二	箕面市立小中学校校長会代表		

(2) 子ども・子育て支援新制度部会

氏名	所属等	備考
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	部会長
井上 寿美	関西福祉大学 社会福祉学部准教授	部会長職務代理
小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師	
大石橋 亜紀		
太田 裕美		
常本 慎治		
草野 正子	箕面市民生委員児童委員協議会代表	
吉田 喜美江	箕面市社会福祉協議会代表	
安達 江津子	ひじり福社会代表	
宗形 靖義	民間保育所代表	
北島 将孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
上田 健輔	箕面市保育所・園保護者会連絡会代表	
山下 正和	箕面市私立幼稚園PTA連絡協議会代表	
寺本 美栄	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	平成25年度
中川 麻衣	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	平成26年度
高桑 和子	箕面市PTA連絡協議会代表	平成25年度
乾 一実	箕面市PTA連絡協議会代表	平成26年度
田村 栄次	大阪府池田子ども家庭センター代表	
藤迫 稔	箕面市立小中学校校長会代表	

(3) 次世代育成支援対策部会

氏名	所属等	備考
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	部会長
小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師	
大石橋 亜紀		
太田 裕美		
常本 慎治		
井澤 良介	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
仲井 峯子	箕面市民生委員児童委員協議会代表	
兼若 和美	箕面市こども会育成協議会代表	
大喜多 勝江	箕面市社会福祉協議会代表	平成25年度
政倉 良治	箕面市社会福祉協議会代表	平成26年度
宗形 靖義	民間保育所代表	
北島 将孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
秋山 依子	箕面市保育所園保護者会連絡会代表	平成25年度
吉川 茜	箕面市保育所園保護者会連絡会代表	平成26年度
中村 範子	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	
栴田 奈保子	箕面市PTA連絡協議会代表	平成25年度
橋爪 のぶ子	箕面市PTA連絡協議会代表	平成26年度
嘉藤 寛子	大阪府池田子ども家庭センター代表	
藤迫 稔	箕面市立小中学校校長会代表	

6. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさをを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。

3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所・認定こども園)

第十一条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

7. 箕面市子育て応援宣言

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「^{ちから}力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 ...ひとりひとりの成長にあわせ、学^{ちから}ぶ力を養います

体力 ...体を動かすのが大好きな子どもを育てます

そして
+ **つながる^{ちから}力** を大切にします

自分も好き、友だちも好き。
そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。
そういう^{ちから}力が、「^{ちから}つながる力」です。

^{ちから}つながる力を育てましょう

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校などで

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合しましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる^{ちから}力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちの^{ちから}つながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。

第三次箕面市子どもプラン

平成27年(2015年)6月

発行：箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局教育政策室

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

電話：072-723-2121（代表） ファクス：072-724-6010

印刷物番号

27-7
